

令和5年第2回山北町議会定例会の経過 (6月14日)

議 長 皆様おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第29号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第29号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和5年6月13日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますけども、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 それでは、議案第29号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町税条例の一部を改正する条例。

山北町税条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、令和5年度の税制改正等により、地方税法等の一部が改正されたことに伴うもので、大きく区分けいたしますと、二つの内容について改正を行うものとなっております。

1つ目は、軽自動車税の車両区分に特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを新設したことによる改正です。

2つ目は、燃費性能等の優れた軽自動車を新車で取得した場合、営業用の乗用車に限り、軽自動車税の種別割の税率を軽減する特例措置について改正するものです。

また、これらの改正内容のほか、上位法の改正に伴う適用条文の項ずれに

よる整備も併せて行います。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

第29条第1号エに、特定小型原動機付自転車を除く規定を加えるものがございます。

附則第14項は、固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例に関する規定でございますが、2ページ目を御覧ください。

まず、第3号から第12号までは、「法附則第15条第26項」を「法附則第15条第25項」に、第13号は、「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改めるものがございます。

3ページ目を御覧ください。

上位法で、臨時的軽減措置に係る規定が削除されたことに伴い、附則第14項、第15項と環境性能割の税率の特例、附則第22項を削除するものがございます。

次に、附則第23項から8ページ目の附則第33項までは、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定でございます。

附則第23項は、新車新規登録から14年を経過した軽自動車について、附則第24項は、環境に配慮した軽自動車に対する特例、いわゆるグリーン化特例について文言を整備し、それぞれ第22項、第23項へ繰り上げるものがございます。

4ページ目から7ページ目までを御覧ください。

附則第25項から第31項までは、法の改正に合わせて削除するものがございます。

8ページ目を御覧ください。

軽自動車税の営業用乗用車の軽減税率について規定するものがございます。

附則第32項は、適用期限を3年延長し、附則第33項は、適用期限を2年延長するものがございます。

それぞれ、初めてナンバープレートの交付を受けた日の属する年度の翌年度分に限り、種別割を軽減することを規定しているものがございます。また、附則第25号から第31項までを削除したことに伴い、附則第32項は第24項へ、

附則第33項は第25項へ、附則第34項は第26項にそれぞれ繰り上げるものでございます。

それでは、議案の3枚目の附則からを御覧ください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第29条第1号エの改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

軽自動車税に関する経過措置。第2項、改正後の山北町税条例（以下「新条例」という。）第29条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。第3項、新条例附則第22項の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第29号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

8番、府川輝夫議員。

8番 府川 8番、府川です。

今、細かい説明をいただきました。主な変更内容は2点というようなことを説明がありましたけど、すみません、もう一度お願いしたいと思います。

議長 町民税務課長。

町民税務課長 今回の改正は、軽自動車税の車両区分がこの令和5年7月1日道路交通法が改正されまして、電動キックボードが今まで特に区分というのが設定されていなかったものが、特定小型原動機付自転車という区分に新たに設定されたことに伴いまして改正されるというものがまず1点目になります。

それから2つ目は、燃費の性能、環境に優しい車です。そちらを新車で購入した場合、これは営業用の乗用車、一般ではなくて営業の乗用車に限定されてしまいますので、件数としてはあまりないんですけども、こちらの部分の税率を軽減する特例が延長されたということが主な改正になっております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

大野徹也議員。

6 番 大 野 　　ただいまの御説明で電動キックボードという御案内ありましたけども、これアシスト自転車とは別ということですね。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 　　アシストのもととある電動の自転車、そちらは該当になっておりません。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 　　そうしますと、従前どおりだと、ただ区分が分かれたただけだということなので、いわゆるその軽自動車税、税の扱いの中では特段変わりはないというふうな部分で、解釈でよろしいでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 　　今回、新設されたことに伴いまして、実は令和5年度、今、山北町では登録はないんですけれども、令和5年度についてはミニカーの区分をされておりまして、税率自体が3,700円が適用されておりました。これが法の改正によりまして、来年度、令和6年度からは、原動機付自転車と同じ税率2,000円という形に変更になります。

議 長 　　ほかに質疑のある方。

質疑ございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 　　御異議ないので、議案第29号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第2、議案第30号 山北町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 　　議案第30号 山北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定

について。

山北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月13日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第30号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

山北町子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

初めに、改正の概要でございますが、本年4月1日に内閣府の外局として、こども家庭庁が設置されることに伴いまして、上位法に当たります子ども・子育て支援法の改正によりまして、市町村の合議制の基盤となります子ども・子育て会議の設置に関する根拠規定の条項が条ずれとなったため、改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきますので、3枚目をお開きください。

設置。第1条中、改正前「第77条」を、改正後「第72条」に。

所掌事務。第2条第1項中、改正前「第77条」を、改正後「第72条」に改めるものでございます。

それでは1枚お戻りください。

附則。

施行期日。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第30号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは、質疑がないようですので、討論を省略し直ちに採決に入りたい

と思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第30号を採決いたします。原案に賛成者は挙手お願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。
続きまして、日程第3、議案第31号 山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第31号 山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月13日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、給水人口の変更等に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第31号について御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正の概要ですが、2点の改正があります。

1点目は、共和地区の野背開戸、都夫良野地区の給水を安定的にするため、清水東部簡易水道から給水をする認可変更を行った際に、神奈川県のご指導により、給水人口を若干減らしています。

2点目は、瀬戸簡易水道事業を給水人口が100人以下の飲料水供給施設事業に改めることです。

それでは、1枚おめくりください。

山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明しますので、1枚おめくりください。

左の表が改正後となっております。第2条第3項の給水人口を「1万

6,205人」を「1万6,125人」に改め、第4条の「水道事業、簡易水道事業」に「飲料水供給施設事業」を追加し、一つの会計を設けるに改正するものでございます。

それでは、1枚お戻り本文を……。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、令和5年度会計から適用する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第31号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 今、御説明いただきました大きく二つの共和、都夫良野の関係、そして瀬戸簡易水道の関係という御説明がありました。

もう少し細かい説明をいただければありがたいと思いますけども。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 1点目の給水区域の変更ですけども、今、野背開戸、都夫良野地区という共和簡易水道から給水をされてるんですけども、この一部の管路が山の中を、深沢から野背開戸まで2キロぐらい山の中を走っている管路があります。この管路も昔はちゃんと道があったと思うんですけど、今は道等もなく大分山も荒れてまして、管理が非常に困難になってます。そのため、共和清水線のほう、町道のほうから、清水東部のほうから供給したほうは、管理上しやすいので、安定して給水できるということで、そちらに変えていきたいというのが一点です。

もう一つ、瀬戸簡易水道事業の給水人口100人以下の飲料水供給施設事業に改めるのは、今は水道法の認可を得て水道事業を行う、簡易水道事業を行っていますけども、この認可というものを取るのを変更するのも、今回数百万かけて委託事業を行っています。飲料水供給施設事業にしますと、今度は水道法から外れまして、県条例になります。そうすると、ハードルが少し下がりますので。そうすると、何か変更とかする場合でも、届出等で済んだりしますので、少しそのハードルをできるところから下げていこうというふう

に考えております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

大野徹也議員。

6 番 大 野 ただいまの御説明の中の清水東部簡易水道の関係でございますけども、共和地区のほう、一部は都夫良野と野背開戸というところに新たに給水するというのですが、清水東部のほうの給水関係については変更はないと。給水量というんですか、水量の関係とかは特段変更は影響はないというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 県の指導のほうで給水人口等を減らしてはありますが、給水能力としては変更はございません。

議 長 ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

質疑がないようですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第31号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手お願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第32号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第32号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第3号)。

令和5年度山北町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億2,199万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月13日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、県支出金の交付決定を受けて実施する豊かな学びの支援推進事業等による増額で、歳入歳出それぞれ44万6,000円を増額補正するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第32号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、17款県支出金を44万6,000円増額をするものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額の44万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、事項別で、明細書で御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いします。下段のほうです。

初めに歳入でございます。

17款県支出金、3項委託金、6目教育費委託金は44万6,000円の増額でございます。教育推進研究事業に対する補助金で10分の10の補助金でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は52万2,000円の増額でございます。説明欄の一般経費の被服費については、5月採用職員4人分の防災服等の購入費でございます。

次の神奈川県行政不服審査会経費負担金は、国保税の関係の審査請求の事務の委託経費でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、26万円の増額でございます。一般経費の町社会福祉協議会助成金は、経費上昇によると

もしびショップの減収分を補填をするものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費は、93万3,000円の増額でございます。小規模水道施設整備事業補助金については、嵐地区と市間地区の地区水道の改修に助成をするものでございます。補助率は2分の1でございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費は、60万円の増額でございます。こちらは町道尺里橋中里線の電柱移設の負担金でございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、44万6,000円の増額でございます。

8ページ、9ページをお願いします。

豊かな学びの支援推進事業については、教育研究事業の経費でございます。

次に、2項川村小学校費、1目学校管理費は、129万8,000円の増額でございます。プール日よけ設備改修工事として、日よけテント2基を設置などをするものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は、71万5,000円の増額でございます。山北のお峰入り公開事業の謝礼金については、Tシャツ等原案作成の謝礼金でございます。消耗品につきましては、会場の捨て看板の作成する経費でございます。

イラストデザイン作成業務委託料については、デザインの作成を委託するものでございます。

会計年度任用職員経費につきましては、お峰入りに係る会計年度任用職員で、50日分を予定してございます。

次に、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、170万5,000円の増額でございます。4月の雨により尺里地区の川村用水の石積みが崩れたために復旧をするものでございます。

13款予備費については、603万3,000円を減額するものでございます。

12ページをお願いします。

給与費明細書でございます。

会計年度任用職員の増加によるものでございます。後ほどお目通しをいた

できればと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第32号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 はい、瀬戸でございます。

7ページの今御説明ありました、神奈川県行政不服審査会経費負担金29万9,000円についてですが、これは案件が生じたときに29万9,000円のこの負担金が生じるという考え方でよろしいのでしょうか。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 今のとおり、案件が生じたときに補正予算として計上させてもらってるものなんですけど、これにつきましては、行政不服審査法に基づいて行政不服があるということで審査請求のほうをされました。これについて審査庁に当たります、これ町になるんですけど、こちらで請求人または処分を下した保険健康課双方から意見等を聞きまして採決をいたしました。この採決につきまして、これが妥当かどうかというのを行政不服審査会のほうで判断していただかなければいけません。この審査会につきまして、町は設置しておりませんので、神奈川県の方をお願いするものです。その経費が合計30万円で、もともとこれ予算で1,000円ありましたので30万円かかるということになります。

なお、この神奈川県が持っている不服審査会、これについては弁護士が4人、大学の教授が5人、合計9人の委員から成っておりまして、こちらで町の判断が妥当かどうかということをごこれから審査をしていただくものです。

議長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 それでは、町は神奈川県との委託みたいな関係を結んでいるという形から、こういうものを利用できるということですか。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 はい、そのとおりになります。

議長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 最後になりますが、その案件の内容については無理なんじゃないかな。こ

こで。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 保険健康課が抱える案件となりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在進行中の案件でございますので、詳細についてはお答えすることは控えさせていただきたいかと思いますが、発生してる事実だけ御報告をさせていただきたいと思います。

仮にAさんとしますけども、国保税に滞納がありました。法令に基づき、徴収を実行しました。その結果、それに最初は不服があったわけですけども、その方障がいもありまして、国保税の滞納に対する処分に対して不服があるというところで審査請求があったものでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 何か途中から申し訳ありません。

今現在進行形のことですので言えないとおっしゃったので。これで、かえって聞いて悪かったかなと思った次第でございます。どうもありがとうございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

富田陽子議員。

7 番 富 田 7番、富田です。

9ページの豊かな学びの支援推進事業の件なんですけど、内容は教育研究事業とありましたが、どんな内容か、どんな講師をお呼びするのか、詳細を伺います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 豊かな学びの支援事業につきまして、講師の先生なんですけれども、大学の先生であったり、大学でやられた元大学の先生だったり、そういう方をお呼びいたしまして、小中学校それぞれ4回ずつ、それと幼稚園とこども園で1回ずつ、合計10回分の講師の謝礼となっております。

この研究会につきましては研究会ですので、授業を見ていただいて、またその後にその振り返りがございます。

ただ、これ見ていただくのには学校内だけではなくて、校種を飛び越えた

小学校だったら中学校の先生や、幼稚園、こども園、保育園のほうも含めて
そういう方が見て振り返りをしたいと、今そのような交流をさせていただきます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 では、特定の内容というよりは授業を見てもらって、その中身をいろいろ御講義いただくみたいな内容でよろしいのでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 基本的にそのようにさせていただきます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 7ページの先ほどの下の環境衛生費のところなんですが、小規模水道施設整備。これは一般財源のほうから出て、先ほどの飲料水供給施設というのは、特別会計のほうとかになるということになるとか、そういうふうになっていくということなんでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 水道が普及してる上下水道課で管理する施設等と、地域で管理してる水道施設というのがありまして、地域で管理している水道施設は、一般会計のほうから補助が出ています。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 すみません、ちょっと勉強不足なんですけど、その小規模というのは大体、人数で言うんでしょうか、区分けは。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 小規模の施設は同じように、基本的には県の保健所の管轄になっています。そのほうでいろいろな指導を受けているはずですが。山北町はどうしても集落が山間部に点在してますので、全て町の町営のほうの水道がいつているわけではありませぬので、地域で管理している水道組合が何件かあります。そういったところには、一般会計から、修繕が発生した場合、半分の助成を出しております。

議 長 ほかに質疑のある方。

富田陽子議員。

7 番 富 田 7番、富田です。

9番の学校管理費の中のプールの日よけ設置改修工事なんですけれども、これは具体的な内容をちょっと伺います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 このプールの改修につきましては、川村小学校の学校プールのほうの日よけを整備といいますか、再整備させていただきたいと思います。プールサイドに今鉄柱だけなんですけれども、もっと日よけができるような鉄柱が立っております。幅6メートルで奥行き2メートルぐらい、高さもやはり2メートルぐらいの鉄柱がございます。そちらにテント地の屋根と周りを囲むもの、それと出入口のところが開け閉めできるものを設置をいたしまして、その中でも着替えができるように、多目的に使えるように日よけを整備したいと考えております。

それと、多少なんですけれども、プールサイドのほうにもマットを敷くように考えております。これは2月にこども議会がございまして、その中でプールのほうを改修してもらいたいというようなお話がありまして、学校と相談をしまして、どういうふうにしようかというので相談させていただいて、今回の改修ということとさせていただいてございます。今年のプールに間に合うように急いでやりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 私もこのこども議会で更衣室の改善等があったので、それが気になっていましたので、この日よけの中に着替えることができるのも含まれるということで、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 9ページなんですけど、お峰入りのところのイラストデザイン制作業務委託料16万5,000円なんですけど、これはどのような形でデザインを公募するとかいうことがなかったのかということかな。

議 長 最後のところ、もう一度お願いします。

5 番 瀬 戸 子どもから公募するとかいうことがあったんでしょうか。私の情報不足なんですけど。

- 議 長 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 イラストデザインの制作の業務委託なんですけれども、こちらにつきましては記念事業といたしまして、園児ですね、町内のこども園、保育園、幼稚園の園児に塗り絵を作成しまして、塗り絵大会というところで、それも展示も考えております。その原案を山北中学校にお願いをいたしまして、美術部をお願いをするんですけれども、その塗り絵の原案は中学生に考えていただきたいと思っております。
- 生徒が考えた原案を、既成の塗り絵にする状態にするためには、加工する作業が必要でございまして、それは専門家のほうにお願いをしなければというところで計上させていただいてるものでございます。
- 以上です。
- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 5 番 瀬 戸 分かりました。そういえば何かそんなようなことを伺ったような気がするんですが、子どもたちがそこに絡んでということはよかったと思っております。ありがとうございます。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
- それでは質疑がないようですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。
- (「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議ないので、議案第32号を採決いたします。
- 原案に賛成者は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。
- 続きまして、日程第5、議案第33号 山北町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第33号 山北町人権擁護委員の推薦について。
- 次の者を山北町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月13日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、小高達夫。住所、山北町山北2782番地7。生年月日、昭和25年4月17日。

氏名、岡部小百合。住所、山北町岸1185番地30。生年月日、昭和27年9月25日。

任期、令和5年10月1日から令和8年9月30日。

提案理由でございますけども、山北町人権擁護委員として、小高達夫氏と岡部小百合氏を推薦したいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第33号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。
それでは、質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第33号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第33号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第6、報告第6号 令和4年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第6号 令和4年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月13日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

財 務 課 長 それでは、報告第6号 令和4年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

1 ページおめくりいただきたいと思います。

本報告案件につきましては、令和5年3月定例会の令和4年度山北町一般会計補正予算（第11号）の繰越明許費で全て議決をいただいているものですが、地方自治法の規定により、本定例会で御報告をするものがございます。

初めに、7款土木費、1項土木管理費、新東名対策事業につきましては、年度内に工事が完了しないために繰越しをしたものがございます。

次の7款土木費、5項都市計画費、都市計画調整事業は、第8回線引き見直しに係る図書作成業務委託料が、県の手続が遅れているため繰越しをしたものがございます。

次の8款消防費、1項消防費、地域防災計画事業については、富士山火山防災マップ及び神奈川県広域避難計画の指針の作成が遅れているため繰越しをしたものがございます。

説明は以上でございます。

議 長 報告ではありますが、報告第6号について、質疑のある方はどうぞ。
大野徹也議員。

6 番 大 野 ただいま繰越明許ということで令和5年3月に議会の承認済みという話の中で、都市計画のほうの線引き、それと策定業務委託ということで富士山噴火の関係等、その辺の令和5年度に入ってから進捗状況ということは、お聞かせいただけるのでしょうか。

議 長 都市整備課長。
都市整備課長 委託のほうですけども、都市計画調整事業ですけども、昨日受託業者さんと担当者のほうで打合せをしております、今月末頃ですかね、県と調整する予定でございます。今のところ、進捗はそのような状況でございます。

議 長 地域防災課長。
地域防災課長 地域防災計画のほうにつきましては、広域避難計画というのが、たしか3月29日ぐらいまでぎりぎりまでかかって議決されました。それから県の避難指針というのが、たしかこれも30日か31日ぎりぎりまでかかって、計画が改正されました。その一番新たな情報を盛り込んで4月以降作業を

進めておりまして、もうほぼ完成の状態までたどり着いております。あとは印刷を待つのみということになっております。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

質疑が終わりましたので、報告第6号については終わりにいたします。

日程第7、報告第7号 令和4年度山北町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第7号 令和4年度山北町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度山北町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月13日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、報告第7号 令和4年度山北町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明申し上げます。

1ページおめくりください。

本報告案件につきましては、令和5年3月定例会、令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の繰越明許費で既に議決をいただいているものでございますが、地方自治法の規定により本定例会で報告するものです。

2款事業費、1項下水道整備費、排水設備事業費を880万円繰り越したものです。これは令和4年度日向マンホールポンプ更新工事で、ポンプの製作が新型コロナウイルス感染症の影響により、モーター、ケーブル等の部品の入手が困難であり、年度内の履行ができなかったもので繰り越したものです。

説明は以上になります。

議 長 報告ではありますが、報告第7号について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは質疑がないので、報告第7号については終わりにいたします。

日程第8、報告第8号 令和4年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第8号 令和4年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について。

令和4年度山北町土地開発公社の事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年6月13日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明させていただきます。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、報告第8号 令和4年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について御説明させていただきます。

なお、これから御説明する事業報告及び決算報告については、5月19日に開催いたしました町土地開発公社理事会において承認されたものでございます。

1ページを御覧いただきたいと存じます。

令和4年度山北町土地開発公社事業報告書について御説明いたします。

初めに、1の事業概要でございますが、1点目として、つぶらの事業用地や中川湯の上事業用地をはじめとする開発中土地について、利活用の調整及び用地の管理に努めました。2点目として、公社の資金活用事業として、国債による運用を図りました。

次に、2の庶務事項でございますが、1の理事会議決事項につきましては、議案第1号の令和3年度事業報告及び決算認定から、議案第3号の令和5年度事業計画及び予算まで三つの議案について、理事会で議決されました。

2の登記事項につきましては、土地開発公社の理事の変更登記でございまして、令和4年4月11日に登記を完了しております。

3の役員に関する事項につきましては、理事、監事それぞれ2名就任となっております。役員は計12名という状況でございました。

次に、2ページを御覧いただきたいと存じます。

令和4年度山北町土地開発公社貸借対照表について御説明いたします。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益まで、流動資産の合計は3億8,145万6,212円でございます。

次に、Ⅱの固定資産でございますが、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金まで、投資その他の資金合計及び固定資産合計は2億6,699万7円で、資産合計といたしましては6億4,844万6,219円でございます。

次に、負債の部でございますが、Ⅰの流動負債につきましては、短期借入金と前受収益で、流動負債合計は1億4,605万9,510円でございます。

次に、Ⅱの固定負債といたしまして、預かり保証金120万円でございます。負債合計は1億4,725万9,510円でございます。

次に、資本の部でございますが、Ⅰの資本金については、基本財産が100万円。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金は4億7,985万6,402円で、当期純利益は2,033万307円でございます。そして、準備金合計といたしましては、5億18万6,709円となりまして、資本合計として、先ほど資本金100万円を加えまして、5億118万6,709円となり、負債資本合計といたしましては、6億4,844万6,219円でございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと存じます。

令和4年度山北町土地開発公社損益計算書について御説明いたします。

初めに、Ⅰの事業収益としていたしましては、土地造成事業収益から補助金等収益まで、事業収益の合計は2,251万5,221円でございます。

次に、Ⅱの販売費及び一般管理費については283万7,307円で、事業収益といたしましては1,967万7,914円でございます。

次に、Ⅲの事業外収益については、受取利息と有価証券利息で、事業外収益の合計は103万4,210円でございます。

次に、Ⅳの事業外費用については、支払利息が38万1,817円でございます。経常利益といたしましては2,033万307円でございます。

令和4年度の経常的な事業活動の収支は、2,033万307円の当期純利益とな

ります。

次に、4ページをお願いいたします。

令和4年度山北町都市開発公社キャッシュ・フロー計算書でございます。

このキャッシュ・フロー計算書は、これまで説明いたしました貸借対照表、損益計算書のうち、1年間の現金の収支の流れについて示したものでございますので、後ほどお目通しください。

また、5ページ以降につきましては、これまで御説明した内容に係る土地開発公社経理基準要綱に基づく附属明細書でございますので、こちらについても後ほどお目通しをお願いいたします。

説明については、以上でございます。

議 長 報告ではありますが、報告第8号について、質疑のある方はどうぞ。
府川輝夫議員。

8 番 府 川 報告ではありますけども、一点、一番最初の事業概要のつぶらの事業用地の状況を、説明できる範囲で結構ですので、今どういう状況なのか、そしてこれからどういうふうに展開を予定しているのかお聞かせ願いたいと思います。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 つぶらの用地の関係、グランピングのことを言われてると思います。平成30年ですか、一番最初に事業者のほうから事業について提案がありまして、それが平成30年でした。その後、地元との調整等がありまして、水道の問題が一番だったんですが、その関係で資金的にそのまま進めるわけにいかないということで事業が一時中断になっておりました。

公社といたしましても、ずっとそのまま土地を塩漬けにしておくわけにいきませんので、事業者のほうに文書でもうこれは白紙しましょうという話を一度文書で出しました。それが令和4年度、昨年ですね。そうしましたら事業者のほうから、まだまだ、もともと投資もある程度してあるんで、もうちょっと様子を見させてほしいということをお文書でいただきましたので、じゃあ分かりましたと。その代わりに、もうあなたのところはもう優先的にしませんよと。事業は残っていることは承知なんですけど、新しい提案があったら、そちらとも、また調整のほうをさせていただきますというのを昨年の10月、

文書で事業者のほうに提出いたしました。

ですから、その事業者との話は今そのまま動いてないんですが、最近、別の事業者からまた違う提案もしたいというのをちょっと話がありまして、予定ですと来週役場のほうに来られるということになっております。

議 長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

それでは、質疑が終わりましたので、報告第8号については終わりにいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は追ってお伝えいたします。 (午前9時58分)

議 長 それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時02分)

ここで、町側から追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催して審議をお願いいたしたく、再び暫時休憩といたします。

よって、議会運営委員は、401会議室へお集まりいただき、再開につきましては、10時15分。再開は10時15分といたします。

それでは、議会運営委員の皆様はよろしくお願いたします。

(午前10時03分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前10時15分)

ただいま行われました議会運営委員会の審査報告を委員長より求めます。
議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1 番 和 田 それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

6月14日午前10時5分から、役場401会議室において、委員全員、議長の出席の下、令和5年第2回山北町議会定例会の追加案件について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

町側から追加案件が議長に提出され、議事日程に関わることから、議会運営委員会で審議いたしました。ついては、お手元に先ほどお配りした議事日程のとおり議案第34号を議事日程に追加することとし、審査は本会議即決といたしました。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 委員長の審査報告が終わりましたので、委員長の報告どおり、本日の日程

に議案1件を追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、本日の日程に議案1件を追加いたします。

本日の日程につきましては、先ほどお配りした議事日程のとおりとなります。

日程第9、議案第34号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第34号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第4号)。

令和5年度 山北町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

令和5年6月14日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますけれども、6月2日の台風2号の影響による大雨に伴う災害復旧等に要する経費を追加するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第34号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、台風2号の影響による大雨の災害復旧費などが主な要因でございます。

2ページ、3ページをお願いします。

第1表、歳出予算補正でございます。2款総務費から13款予備費まで、歳出のみの補正となっております。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は78万

円の増額でございます。大雨の対応や避難所開設による職員の時間外勤務手当の補正でございます。

次に、9款教育費、3項山北中学校費、1目学校管理費は165万9,000円の補正で、山北中学校の受電設備の故障により緊急に高圧ケーブルを改修するものでございます。

次に、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は520万円の増額でございます。浅間山農道など、林道の倒木や土砂撤去などの災害復旧経費でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は737万円の増額でございます。谷ヶ小山線など町道の倒木や土砂撤去などの復旧費でございます。

13款予備費については、1,500万9,000円を減額補正するものでございます。

8ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

職員の時間外勤務手当の増額によるものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第34号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

5ページの農林水産施設災害復旧費、浅間山農道等々ありましたけども、詳細もう少しお願いします。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 今回は、農道と林道が被災いたしました。

農道につきましては山北山農道、これ山北の東名の上部にある農道でございます。平山野坂農道、こちらは平山の洒水の滝よりも北側というか、手前側の上部にある農道でございます。あと浅間山農道。浅間山でもこちら南足柄市寄りの頂上より南側にある農道部分の崩壊でございます。あと、烏山農道。こちらは向原のちょうどとれたて山ちゃんの東名の山側にある農道でござ

ございます。それから林道、こちらは滝沢林道、こちらは向原にある今東名の工事をやっている下流部の林道でございます。それから滝沢高松作業道。こちらは高松より縦断している作業道、林道になります。それから大河原林道。こちらが谷峨の林道でございます。

こちら農道4路線、林道3路線、こちらの応急復旧と一部施設が壊れているところがございますので、こちらは本復旧、この工事を発注する予定でございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 すみません、併せてその下の公共土木施設災害復旧、この辺りの詳細をお願いいたします。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 公共土木のほうでございますけども、町道に関してでございます。路線は全部で15路線ございました。主な路線につきましては、先ほど財務課長のほうからお話ありましたけども、谷ヶ小山線、ゴルフ場へ行く路線でございます。それと共和清水線、宿平山線、尺里高松線、人遠線などの15路線でございます。

被害状況としましては、道上ののり面からの崩落ですとか、土砂の流出、倒木、路面の汚損、側溝の土砂詰まり等でございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 児玉でございます。ありがとうございます。

いわゆるいつものところというような解釈でいいのかなと思いますけれども、今回これで1,500万ぐらいですかね、一度の災害でという形になりますが、やはり今後の対策といった部分も含めて、ある程度、町の見解を町民のほうにも伝えておく必要があるのかなとは思いますが、その辺り、今回は当然この災害復旧といったところ、災害復旧ということですから致し方ないのであれなんですけれども、この辺りの今後の考え方というか、土砂が出たらかく、土砂が出たらかくだと、何か毎回同じような感じだと思うんですけど、その辺で根本的な対策を講じていくのか、一度コメントをいただきたいと思っています。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 今後の対策としましては、もう梅雨に入りましたのでパトロールの強化ですとか、しょっちゅう、議員さんおっしゃいますように、土砂、定番のような状況でございますので、必要に応じて土留めの柵をしたりとか、そういうことはやればなと思っておりますけども、当面はパトロールの頻度をちょっと高めていきたいと考えております。

議長 長 ほかには質疑ございませんか。質疑のほう、大丈夫ですか。
それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第34号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。
日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。
なお、閉会中変更があった場合には、議長にお任せ願いたいと思います。
日程第11、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。
議会運営委員長、総務環境常任委員長、福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
お諮りいたします。

申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了しましたので、令和5年第2回山北町議

会定例会を閉会いたします。

それでは、10時45分より、全員協議会を開催いたしますので、401会議室
にお集まりください。 (午前10時28分)